

平成18年（2006年）第4回市議会定例会
議員提出議案説明要旨（18. 12. 8）

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、提出者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号は、「横須賀市議会政務調査費の交付に関する条例」を全部改正しようとするものであります。

本条例改正について、提案に至る経緯並びに改正の内容を申し上げます。

まず、経緯について御説明いたします。

現行の条例は、平成13年の地方自治法改正を受けて制定したものであります。その施行から3年が経過した時点で、政務調査費の使い道の具体化・明確化について、また使った金額の報告の仕方の見直しなどについて研究すべきとの意見が市議会内部から持ち上がりました。

そこで、平成16年3月24日の議会運営委員会の決定に基づきまして、議会運営委員会の下部検討組織として「政務調査費に係る研究会」が設置されました。

この研究会は、政務調査費の現行制度の問題点や想定される課題等を細部にわたって調査・研究する作業部会として、およそ2年にわたって検討を重ねました。その結果報告については、平成18年5月23日および11月28日開会の議会運営委員会において、それぞれ承認を得ております。

本日は、この報告の内容に基づきまして、条例の改正を提案するものであります。

続いて、改正案の内容について、御説明いたします。

本条例改正の目的は、一言で申し上げれば、「政務調査費の取扱いの透明性をいかに高めるか」というものであります。

この観点から、改正案は、

- 1、政務調査費の交付対象について
- 2、収支報告の方法について
- 3、議長の調査権について

以上3点の改正を柱とした内容となっております。

まず、1点目の交付対象についてであります。原則として、議員個人に対し

て交付しようとするものであります。

政務調査費は、現行の条例におきましては、会派に対して交付することとなっております。しかしながら、地方分権下の自治体において自己決定・自己責任に基づく行政運営が求められる今日、市議会におきましても、各議員が専門性を一層発揮しながら、市政に関する調査研究を行うに当たり、政務調査費の使い方を規定の範囲内において自己決定し、その説明についても自己責任を持つ必要が生じております。これらを踏まえまして、議員の政務調査活動の透明性を高めるべきとの理由から、会派としてではなく、原則、議員個人に対して交付しようとするものであります。

ただし、現行条例の施行当初から会派としての自己決定・自己責任に基づき適正な運用と透明性を確保してきた例もあるため、希望する会派にあつては、会派に対しても交付することができるものとしてあります。

2点目は、収支報告の方法についてであります。

政務調査費の収支報告書を議長に提出する際に、領収書等の証拠書類の写しを添付することを義務づけようとするものであります。現行条例におきましては、収支報告書提出に当たり、証拠書類の添付に関する規定を設けておりません。本改正案では、領収書等、証拠書類の写しの添付を義務づけることによりまして、個々の政務調査費の収支に係る透明性を高めようとするものであります。

3点目の議長の調査権についてであります。収支報告書を受領する議長に「必要に応じて調査することができる」旨の調査権を付与しようとするものであります。この規定によりまして市議会全体として政務調査費の収支に係る透明性を高めようとするものであります。

以上、3点に加えまして、現行条例の事務上の不備などについて整理を行い、この条例を全部改正しようとするものであります。

終わりに当たり、一言申し上げます。

昨今、私たち地方議会議員に対する住民の目には大変厳しいものがあります。特に政務調査費に対するマスコミ報道は、あたかもすべての自治体において不正が行われているやに受け取れるような内容となっており、本市の市民にも誤解を与えているのではないかと憂慮するところでもあります。

私たちは、議員政治倫理条例第2条にありますように、市民全体の代表者として、みずからの役割を深く自覚し、その使命の達成に向けて、日夜努力を重ねております。

その使命達成のために調査・研究を行うに当たり、議員に交付される経費が政務調査費であります。

地方自治法第 100 条に規定されている政務調査費の使い道について、市民から万が一にも疑義を持たれるようなことがないように、さらに市民から信頼される横須賀市議会となることを期待しつつ本条例を改正しようとするものでありますので、議員の皆様におかれては、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。